

○国立大学法人筑波技術大学理療科教員養成課程設置準備室規程

平成 19 年 4 月 27 日
規 程 第 14 号

最終改正 令和 8 年 3 月 12 日規程第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成 17 年規則第 1 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、理療科教員養成課程設置準備室（以下「準備室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置準備事項)

第 2 条 準備室は、次に掲げる事項を設置準備する。

- (1) 理療科教員養成課程設置準備に関する事項
- (2) 理療科教員養成課程設置に係る関係機関との調整に関する事項
- (3) その他理療科教員養成課程設置準備に関する事項

(組織)

第 3 条 準備室は、次の各号における室員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1 名
- (2) 保健科学部長
- (3) 保健科学部保健学科鍼灸学コース長
- (4) 保健科学部及び障害者高等教育研究支援センター教員のうちから学長が指名する者
- (5) 事務局のうちから学長が指名する者
- (6) その他学長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 4 号から第 6 号の室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第 5 条 準備室に室長及び副室長を置く。

2 室長は、室員のうちから学長が指名し、副室長は室員のうちから室長が指名する。

3 室長は、準備室の業務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第 6 条 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 室長は、必要に応じ準備室の準備状況を学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 準備室に関する事務は、視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、準備室が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。